同項を同条第四十六項とし、同条第四十四項中「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十三項中「第五条の二第十九項」を「第五条の二第二十一項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に、「適格外国証券投資信託」を「適格外国証券投資信託等」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第五条の二第十六項」を「第五条の二第十八項」に、「第三十七項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項中「第五条の二第十六項」を「第五条の二第十八項」に、「第三十七項」を「第三十八項」に、「同条第十六項」を「同条第十八項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十九項中「第五条の二第十六項」を「第五条の二第十八項」に、「第三十七項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「第十三項及び第十四項」を「第十四項及び第十五項」に、「第十五項」を「第十六項」に、「第五条の二第十八項」を「第五条の二第二十項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項中「第五条の二第十六項」を「第五条の二第十八項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十五項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項中「第五条の二第十六項」を「第五条の二第十八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「又は法第五条の二第九条の二第十八項」を「若しくは第十項」を「若しくは法第五条の二第十一項若しくは第十二項」に改め、「書類」の下に「又は同条第四項第一号に規定する組合等届出書若しくは異動届出書及び組合契約書等の写し」を加え、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「第五条の二第十項」を「第五条の二第十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「第五条の二第十項」を「第五条の二第十二項」に、「第三十項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「同条第十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「第二十九項」に、「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「第四十四項」を「第四十五項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十六項」に、「適格外国証券投資信託」を「適格外国証券投資信託等」に、「第五条の二第十五項」を「第五条の二第十七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第五条の二第十五項」を「第五条の二第十七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に、「除く。）は」を「除く。）又は業務執行者等が適格外国仲介業者に対し異動届出書のうち同条第四項の組合若しくは信託の名称その他の財務省令で定める事項の変更について記載があるもの及び組合契約書等の写しを提出したとき（同条第十一項に規定する非課税区分口座又は同条第十二項に規定する非課税区分口座の設定を受けている当該適格外国仲介業者に対し当該異動届出書及び組合契約書等の写しを提出したときを除く。）は」に、「適格外国証券投資信託」を「適格外国証券投資信託等」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第二十七項」を「第二十八項」に、「ただし又は」を「とき若しくは」に、「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に改め、「設定を受けたとき」の下に「又は同条第四項に規定する業務執行者等（次項において「業務執行者等」という。）が特定振替機関等若しくは適格外国仲介業者に対し同条第十四項に規定する届出書（次項及び第三十五項において「異動届出書」という。）のうち同条第四項の組合若しくは信託の名称その他の財務省令で定める事項の変更について記載があるもの及び同項第一号に規定する組合契約書等の写し（次項及び第三十五項において「組合契約書等の写し」という。）を提出したとき」を加え、「適格外国証券投資信託」を「適格外国証券投資信託等」に、「同条第十四項」を「同条第十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第五条の二第十二項」を「第五条の二第十四項」に、「第五条の二第十一項」を「第五条の二第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第五条の二第十項」を「同条第十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十九項第二号ロ」を「第二十項第二号ロ」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第五条の二第十項」を「第五条の二第十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に改め、同条第二十項とし、同条第十八項中「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第五条の二第七項」を「第五条の二第九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第五条の二第三項」を「第五条の二第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項に次の一項を加える。

11　法第五条の二第四項に規定する政令で定める契約は、次の各号に掲げる契約とし、同項に規定する政令で定めるものは、当該各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約　同法第十六条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十八条に規定する組合財産

二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約　同法第五十六条において準用する民法第六百六十八条に規定する組合財産

三　外国における民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約及び前二号に掲げる契約に類する契約（以下この号において「外国組合契約」という。）当該外国組合契約に係る同法第六百六十八条に規定する組合財産及び前二号に規定する組合財産に類する財産

第三条に次の一項を加える。

51　法第五条の二第四項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二十五条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第三条の二第十項中「第五条の二第五項第七号」を「第五条の二第七項第七号」に改め、同条第十一項中「前条第十三項及び第十四項」を「前条第十四項及び第十五項」に改め、同条第十二項中「同条第七項第四号」を「同条第五項第四号」に改め、同条第十三項中「同条第七項第四号」に、「第五条の二第五項第七号」を「第五条の二第七項第七号」に改め、同条第十四項中「第九項、第十五項、第二十項から第三十一項まで、第三十三項から第三十八項まで、第四十項から第四十四項まで及び第四十七項から第四十九項まで」を「第九項から第十一項まで、第十六項、第二十一項から第三十二項まで、第三十四項から第三十九項まで、第四十一項から第四十五項まで及び第四十八項から第五十一項まで」に、「第五条の二第二項、第四項、第六項から第八項まで、第十項から第二十項まで及び第二十二項」を「第五条の二第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十項まで、第十二項から第二十二項まで及び第二十四項」に改め、同項の表前条第三項の項中「第五条の二第十一項」を「第五条の二第十三項」に、「特定振替社債等」を「

「特定振替社債等	「振替国債等
法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十六項	同条第十六項
次条第十四項において準用する第三十五項	第三十五項

」を

」